

## 肥料取締法

下水汚泥には窒素やリン成分が多く含まれており、バイオマス資源としての有効利用法として、肥料利用が挙げられます。近年では、下水道法の改正による汚泥有効利用の努力義務化や、**Bistro** 下水道等の取り組みにより、下水汚泥肥料の利用はより身近なものになっているのではないのでしょうか。今回は、下水汚泥肥料に関連した法制度として、肥料取締法についてご紹介させていただきます。

肥料取締法は、肥料の品質等を保全し、農業生産力の維持増進への寄与と国民の健康の保護を目的とした法律です。肥料の品質や安全な施用を確保するために、肥料の規格や施用基準を定め、適合した肥料のみが肥料登録され、生産・輸出できるとともに、検査により品質等の確認を図ることなどが行われています。

肥料の分類ですが、肥料取締法上では「普通肥料」と「特殊肥料」に大別されます。特殊肥料は、魚かすや米ぬか等のように農家の経験と五感で識別され、肥料成分の規格は定められておらず、それ以外は普通肥料として分類されます。汚泥肥料は普通肥料に分類され、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料の 6 種に分けられます。このうち下水汚泥に由来するものは、下水汚泥肥料（汚泥を脱水、乾燥したもの）、混合汚泥肥料（下水汚泥、し尿汚泥、工業汚泥等を混合脱水、乾燥したもの）、焼成汚泥肥料（汚泥を焼成したもの）、汚泥発酵肥料（汚泥を腐熟させたもの）の 4 種類です。下水汚泥は、従来は特殊肥料として扱われ、生産に当たっては届け出のみで済んでおりましたが、平成 12 年の法改正により普通肥料として扱われるようになり、肥料の登録が必要となりました。

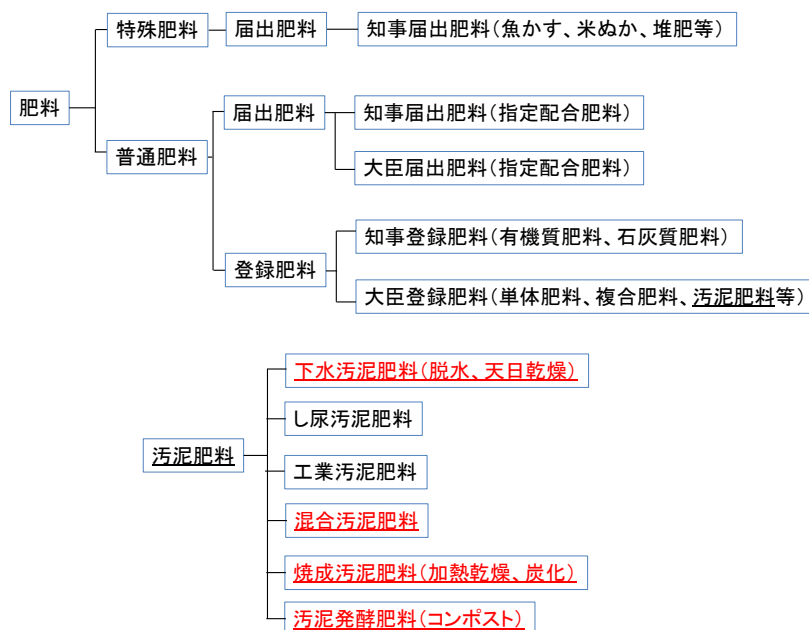


図. 肥料の分類

普通肥料の登録に当たっては、主成分（窒素、リン、加里）や、有害成分（ひ素等重金属）の成分分析が必要です。また、肥料の施用により植物への育成阻害が生じないか栽培試験を行い、発芽や育成の異常症状の有無を確認する必要があります。詳しい栽培試験方法は、「植物に対する害に関する栽培試験の方法・解説（2017）」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）に記載されているので、併せてご確認ください。また、普通肥料の生産業者等に対しては定期的に立入検査が実施され、生産された肥料の有害成分の検査等が行われています。各月ごとの立入検査の結果は、農林水産省のホームページで公表されています。

令和元年には、本法律の改正について公表されました。改正内容の最終的な調整と各条項の段階的な施行が進められており、下水汚泥肥料の定義や位置づけが大きく変わるものではありませんが、肥料の品質確保のための制度厳格化や品質表示の徹底義務化等が予定されています。また、令和2年12月頃には、本法律は「肥料の品質の確保等に関する法律」と名称が新たになります。

本法律の改正をはじめ、制度面での充実化が進むことで、下水汚泥のバイオマス利用の更なる普及が期待されます。

（資源エネルギー技術課）